

浜 情 委 第 8 号  
令和5年8月8日

浜松市長 中野 祐介 様  
(次世代育成課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会  
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和4年10月20日付け浜こ次第244号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

「2021年10月に浜松市児童相談所で請求者と職員が行った面談の内容の記録」の保有個人  
情報部分開示決定に対する審査請求についての諮問 (諮問第270号)

## 1 委員会の結論

浜松市長が、「2021年10月に浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容の記録」を部分開示とした決定のうち、次の部分については開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

- (1) 開示文書5枚目の項目名の次から数えて18行目から28行目まで
- (2) 開示文書6枚目の項目名の次から数えて2行目から8行目まで
- (3) 開示文書11枚目の項目名の次から数えて5行目から11行目まで

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 令和4年7月4日 審査請求人は、「2021年10月に浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容の記録」の保有個人情報開示請求をした。
- (2) 令和4年7月19日 実施機関は、請求のあった保有個人情報が浜松市個人情報保護条例(平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。)第20条第1号、第2号及び第4号に該当するとして、一部を不開示とする決定を行い、審査請求人に通知した(以下「本件処分」という)。
- (3) 令和4年10月14日 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。
- (4) 令和4年10月20日 審査庁は保護条例第43条第1項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

### (1) 審査請求の趣旨

先に行った、保有個人情報開示請求の趣旨を正しく理解してほしい。

開示請求者本人である母親と児童相談所職員の面談の記録(特に母親が自らかけたと職員が主張している夜中の虐待通告電話についての母親と職員のやり取りの記録)が、なぜ非開示なのか。

### (2) 審査請求の理由

本件処分「法令の規定により開示することができないと認められる」を取り消し、開示請求者本人である母親と児童相談所職員の面談の記録のなかでも、特に母親がかけたこととされていた189への夜中の通告電話について、児童相談所が、いつどのような文言で電話についてふれ、その際に両親がなんと返答したかが確認できる箇所の開示を求める。

### (3) 反論書での主張

期間内に反論書は提出されなかった。

#### 4 実施機関の主張要旨

児童相談所では、事案ごとに情報を一元化して保管している。面談の内容は、対応経過として一つの文書にまとめており、面談が実施されるごとに、対応した職員が加筆していく形となっている。このため、審査請求人の求める面談内容の記録については、浜松市児童相談所が部分開示を行った文書以外に存在しない。

そして、弁明書中、「4 本件保有個人情報部分開示決定処分をした経緯」で述べたとおり、開示した文書のうち、非開示とした部分については、全て根拠規定に基づいて行ったものである。

以上のことから、保有個人情報部分開示決定処分は、法令に基づき正しく情報管理した上での決定であるため、不服申し立てについて棄却の裁決を求めるものである。

#### 5 委員会の判断

##### (1) 請求対象保有個人情報について

開示請求のあった「2021年10月に浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容の記録」について、実施機関は面談の内容を対応経過として一つの文書にまとめており、面談が実施されるごとに対応した職員が加筆しているため、当該文書のうち、「2021年10月の面談記録」として、10月20日、10月21日、10月25日、10月26日及び10月28日の来所面接の記録を請求対象の保有個人情報として特定した。

##### (2) 本件に係る法令の規定について

###### ア 保護条例第2条第4号について

保護条例第2条第4号本文では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

###### イ 保護条例第20条柱書きについて

保護条例第20条では、実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に同条各号に該当する情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない旨を規定している。

###### ウ 保護条例第20条第1号について

保護条例第20条第1号では、法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報については、不開示とする旨を規定している。

###### エ 保護条例第20条第2号について

保護条例第20条第2号では、個人の評価、判定、選考、診断等に関するものであ

って、開示しないことが相当と認められる情報については、不開示とする旨を規定している。

オ 保護条例第20条第4号について

保護条例第20条第4号では、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報については、不開示とする旨を規定している。

カ 保護条例第20条第8号について

市の機関、国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、不開示とする旨を規定している。

(3) 実施機関の処分の妥当性について

ア 不開示とした部分について

実施機関は、不開示の理由を①法令等の規定により開示することができないと認められる情報（保護条例第20条第1号）②個人の評価、判定、診断等に関する情報（保護条例第20条第2号）③開示請求者以外の個人に関する情報（保護条例第20条第4号）のいずれかに該当するとしている。

保護条例第20条第1号については、実施機関は弁明書で児童福祉法（昭和22年法律第164号）による守秘義務が課されていることをあげているが、具体的な規定等を示していないため、法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の明示の指示その他これに類する行為により、開示することができないと認められる情報にあたるかどうかは判断できない。ただし、児童相談所は、児童福祉法第12条第3項で「児童及びその家庭につき、必要な調査」を行うことが規定され、請求対象保有個人情報には、児童相談所職員が職権により他の機関の職員から聞き取った情報が記録されており、不開示となっている。当該不開示部分について、職権による調査の内容が開示されることになれば、他の機関からの聞き取りなど正確な調査に支障を及ぼすおそれがあるので、保護条例第20条第8号の不開示情報に該当する。

請求対象保有個人情報には、開示請求者との面談に対応した児童相談所の職員の、開示請求者についての所感が記録されている。この所感は開示請求者についての評価、診断等に関する情報であり、児童相談所の相談業務においてこの情報が開示されるとすれば、的確な相談業務が行えなくなることから、保護条例第20条第2号の不開示情報に該当する。

また、請求対象保有個人情報には、開示請求者以外の個人情報も記録されている。これらの情報は、その情報に含まれる氏名等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるため、保護条例第20条第4号の不開示情報に該当する。

一方で、当委員会が請求対象保有個人情報を確認したところ、いずれの不開示情

報にも該当しない部分が、開示文書5枚目の項目名の次から数えて18行目から28行目まで、開示文書6枚目の項目名の次から数えて2行目から8行目まで及び開示文書11枚目の項目名の次から数えて5行目から11行目までの3箇所確認された。当委員会が調査したところ、当該3箇所について、実施機関は「浜松市児童相談所で私と職員が行った面談の内容」ではないという理由で不開示としたとのことであった。

保護条例第20条は、「開示請求に係る保有個人情報に同条各号に該当する情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定していることから、仮に、開示請求者が求めている情報であったとしても請求対象保有個人情報に含まれる限り、不開示情報に該当しない箇所を不開示とすることは、妥当ではない。

よって、開示文書5枚目の項目名の次から数えて18行目から28行目まで、開示文書6枚目の項目名の次から数えて2行目から8行目まで及び開示文書11枚目の項目名の次から数えて5行目から11行目までの3箇所は開示すべきであるが、その他の部分については不開示が妥当である。

## 6 付言 「189電話についてのやりとり」について

審査請求人は、審査請求の理由として、開示請求者本人である母親と児童相談所職員の面談記録の中でも、特に「母親がかけたことにされていた189への夜中の通告電話について、児童相談所職員が、いつどのような文言で電話についてふれ、その際に両親がなんと回答したかが確認できる箇所」の開示を求めていることから、当委員会において、10月19日から10月29日までの全ての記録を確認した。

その結果、開示文書1枚目の項目名の次から数えて10行目から18行目までに記載されている内容以外には、児童相談所職員と開示請求者との面談において189電話についてのやりとりが確認できた箇所はなかった。

つまり、実施機関は「法令等の規定により」不開示としたわけではなく、当該文書が存在したがゆえに開示しなかったということを申し添える。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

## 7 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月20日	諮問書を受理した。
12月1日	審査庁から弁明書を受理した。
令和5年1月12日	審査庁から審査請求人から期限内に反論書の提出がない旨の連絡を受けた。
2月6日	諮問の審査を行った。
7月5日	答申案の検討を行った。
8月3日	答申案の検討を行った。

### 浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一郎	静岡大学情報学部 教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順